

委員 長 報 告 書

さる 9 月 15 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 8 号 橋本市暴力団排除条例について
を審査するため、9 月 16 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

記

議案第 8 号は、平成 23 年 7 月 1 日付けで和歌山県の暴力団排除に関する
基本的施策として、県のすべての事務事業及び公の施設の利用から暴力団を
排除する規程が盛り込まれた和歌山県暴力団排除条例が制定されたが、市町
村には一部その効力が及ばない事態が生じることから、本市にあっても県条
例を軸とし、市の事務事業及び公の施設から暴力団を排除する条例を新規制
定するものである。

委員から市民会館及び産業文化会館の暴力団の施設利用など本市への働
きかけについて ただしがあり、これまでのところ、暴力団の施設利用につ
いてはない。また現在、入札指名業者選定審査の際に会社の構成員の中に暴
力団関係者が入ってはならないという要綱がありチェックをしているが、現
在のところはない との答弁がありました。

暴力団員でなくなった日から 5 年以上経過した者は、元暴力団員であって
も排除されないのか、この年数を 10 年もしくは 15 年以上とすることはでき
ないのか とのただしがあり、経過年数の 5 年については、他の関係法令な
どで暴力団員等の規程が 5 年を経過しない者と定められており、上位法との
整合性を図っている との答弁がありました。

暴力団員であるかどうかの判断基準について ただしがあり、本市が暴力
団員であるかどうかの判断は、困難である。和歌山県警に照会し判定をして
いただいている との答弁がありました。